

薬事経済調査実施要綱

薬事経済調査

1 医薬品等価格調査

(1) 医薬品価格信頼性調査

① 調査の目的

本調査は、薬価本調査及び経時変動調査の信頼性を確保するため、定期的の実勢価格、取引数量等を調査することを目的とする。

② 調査の対象

本調査は、医薬品を販売している卸売販売業者を対象とし、1調査当たり2客体を行うものとする。

③ 調査の実施時期

本調査は、その都度医薬産業振興・医療情報企画課長が定めて通知するものとする。
なお、本調査の実施に当たっては、「他計調査の実施について」の通知を参照のこと。

④ 調査票について

本調査は、別途配布の調査票により行う。

⑤ 調査の方法

本調査は、各都道府県職員が調査客体に出向いて自らが調査票に記入を行うものとする。

⑥ 調査結果の取扱い

個々の調査対象者に係る記入内容については、秘密を厳守し、公表しないものとする。

(2) 医薬品価格調査客体精密化調査

① 調査の目的

本調査は、医療用医薬品の価格調査の調査客体を的確に把握するため、必要な資料を得ることを目的とする。

② 調査の対象

本調査は、卸売販売業者の許可を受けている事務所で、医薬品を医療機関等（病院、診療所又は保険薬局）に対し直接販売している事務所に対して実施するものとする。

③ 調査の実施時期等

本調査の実施に当たっては、「客体精密化調査の実施について」の通知を参照のこと。

④ 調査票について

本調査は、別途配布の調査票により行う。

⑤ 調査の方法

調査対象客体の名称、所在地、電話番号等を調査し、医薬品価格調査客体名簿の修正・追加を行う。

⑥ 調査結果の取扱い

個々の調査対象者に係る記入内容については、秘密を厳守し、公表しないものとする。

(3) 材料価格経時変動調査

① 調査の目的

本調査は、市場の実勢価格を的確に材料価格基準に反映させるため、市場価格の変動を調査することを目的とする。

② 調査の対象

本調査は、特定保険医療材料の販売業者を対象とし、1調査当たり2客体を行うものとする。

③ 調査の実施時期

本調査は、その都度医薬産業振興・医療情報企画課長が定めて通知するものとする。

なお、本調査の実施に当たっては、「特定保険医療材料の他計調査の実施について」の通知を参照のこと。

④ 調査票について

本調査は、別途配布の調査票により行う。

⑤ 調査の方法

本調査は、各都道府県職員が調査客体に出向いて自らが調査票に記入を行うものとする。

⑥ 調査結果の取扱い

個々の調査結果に係る記入内容については、秘密を厳守し、公表しないものとする。

(4) 材料価格調査客体精密化調査

① 調査の目的

本調査は、材料価格本調査の調査客体を的確に把握するため、必要な資料を得ることを目的とする。

② 調査の対象

本調査は、医療機器販売業の届出等をしている事務所で、特定保険医療材料を医療機関に対し直接販売している事務所に対して実施するものとする。

③ 調査の実施時期等

本調査の実施に当たっては、「客体精密化調査実施要領」の通知を参照のこと。

④ 調査票について

本調査は、別途配布の調査票により行う。

⑤ 調査の方法

「特定保険医療材料価格調査 調査客体名簿」について、都道府県、保健所設置市又は特別区において追加または変更等を確認できた場合は、上記実施要領に基づき補正すること。

⑥ 調査結果の取扱い

個々の調査対象者に係る記入内容については、秘密を厳守し、公表しないものとする。